

2021年（令和3年）4月21日

福山市長 枝 廣 直 幹 様

福山市公立大学法人評価委員会

委員長 二 宮 皓



意 見 書

公立大学法人福山市立大学の役員の報酬等について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条第1項の規定において準用する第49条第2項の規定に基づく本委員会の意見は、次のとおりです。

【役員報酬等に対する意見】

公立大学法人福山市立大学の理事長の報酬額について、理事長としての職責や近隣他大学の状況を考慮して設定することも検討されたい。

以上